

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 8 5

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 台風 19 号に伴う認定有効期間の特例の一部変更について
- 「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」【短期入所生活介護、利用料免除等】 Q & A
- 地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)の延期後の開催日程のお知らせ
- 介護保険事業者の指定について
- 長野市高齢者虐待防止研修会のご案内【別紙 1】
- 平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和元年度調査)への協力依頼について【別紙 2】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。



## 台風 19 号に伴う認定有効期間の特例の一部変更について

長野市介護保険フレッシュ情報 令和元年 11 月 5 日号においてお知らせした認定有効期間延長の特例の内、2 については削除します。(下記を参照)

なお、特例の内、1 については変更はありません。

また、延長措置を行う被保険者の方には 12 月上旬から順次、被保険者証を送付します。

### 台風 19 号に伴う認定有効期間の特例について (変更後)

台風 19 号に伴う災害により、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)に係る更新手続きが困難な被保険者については、引き続き同様のサービス提供を行うことができる取扱いとするため、特例措置により認定有効期間を延長できることになりました。

なお、当該措置の対象期間は、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 9 月 30 日までとし、下記の 1 に該当する方について適用されます。

つきましては、次のいずれかに該当する方については、介護保険課認定担当までご相談ください。

- 1 長野市に住所を有する被保険者で、次の(1)～(4)に該当する方が対象となります。
  - (1) 災害に伴い要介護認定の更新申請をすることができない場合
  - (2) 既に更新申請を行っている方が、災害に伴い認定調査を受けることができない場合
  - (3) 更新申請に係る主治医意見書について、災害に伴い主治医の診察を受けることができないなど、主治医意見書の作成ができない場合
  - (4) その他市長が特に認める場合

2 は削除します。

- 2 前記 1 にかかわらず、認定有効期間満了日が 1 月末日以降の更新申請について、サービス利用がない方が更新申請をした場合、認定有効期間を一律に 12 月間延長します。状態の変化がある方の場合は、あらかじめ変更申請としていただくようお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当  
TEL：026-224-7891 (直通)

「令和元年台風19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」  
【短期入所生活介護、利用料免除等】Q & A

長野市は、これまでに標記について問い合わせの多かった内容についてとりまとめましたので、下記のとおり対応をお願いいたします。

【短期入所生活介護】

Q 1 利用料免除対象者が、在宅に戻れずやむを得ずショートステイを利用し連続30日を超えてしまった場合、31日目の利用料について、全額自己負担になるのか、または利用料免除の対象になるのか。

A 1 介護保険制度上、連続利用の31日目については、介護給付費の適用が受けられないことから全額自己負担となり、利用料免除の対象にならない。

Q 2 利用料免除対象である要介護1の利用者が、一時的にショートステイの長期利用となり当該月の区分支給限度額を超えてしまった場合、超過した利用料について、全額自己負担になるのか。

A 2 区分支給限度額を超過した利用料については、全額自己負担となる。

Q 3 自宅が被災し利用料免除対象者となったが、被災する以前からショートステイの自費利用を挟んだ長期利用を継続している場合、給付請求はどのようになるのか。

A 3 自宅が被災する以前からショートステイの長期利用を継続し、自宅での生活実態がない場合は、令和2年1月分までは利用料免除の対象となるが、連続減算は適用とする。

【利用料免除】

Q 4 利用料免除対象者が、一時的に避難先での生活を送っていたが、自宅が復旧し12月途中から自宅へ戻り生活を再開する場合、利用する介護保険サービスについて、利用料免除が終了し、負担割合証の割合に応じて給付請求を行うことになるのか。

A 4 自宅での生活が再開された場合でも、令和2年1月分までは利用料免除の対象となる。

問い合わせ先：介護保険課 サービス担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)の延期後の開催日程のお知らせ

台風第19号の影響により延期となっていた地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)について、下記のとおり日程が決まりましたのでお知らせします。

対象事業所には通知していますので、ご確認ください。

### ■研修会日程

| 対象サービス   | 開催日時                                 | 場 所  |
|--|--------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> </ul> (第1～第5地区、芹田地区、古牧地区、三輪地区、吉田地区、古里地区、柳原地区、浅川地区、大豆島地区、朝陽地区)                                  | 令和2年1月9日(木)<br>午前9時20分～正午            | ふれあい福祉センター<br>5階ホール<br>(長野市大字鶴賀緑町<br>1714-5) |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> </ul> (若槻地区、長沼地区、安茂里地区、篠ノ井地区、松代地区、若穂地区、川中島地区、更北地区、七二会地区、信更地区、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区、信州新町地区、中条地区) | 令和2年1月9日(木)<br>午後1時30分～<br>午後4時10分   | ふれあい福祉センター<br>5階ホール<br>(長野市大字鶴賀緑町<br>1714-5) |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>  | 令和2年1月14日(火)<br>午前9時30分～<br>午前11時30分 | 長野市役所第一庁舎<br>6階会議室161                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> </ul>   | 令和2年1月14日(火)<br>午後1時40分～<br>午後3時40分  | 長野市役所第一庁舎<br>6階会議室161                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> </ul>  | 令和2年1月24日(金)<br>午後1時30分～<br>午後4時10分  | ふれあい福祉センター<br>5階ホール<br>(長野市大字鶴賀緑町<br>1714-5) |

※地域密着型特定施設入居者生活介護は、6月19日に開催済のため対象外です。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、7月31日に開催済のため対象外です。

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護につきましては、会場の都合上、午前・午後に分けての開催となりますので、事業所所在地により指定させていただきました。指定時間で参加できない場合には、都合のつく時間で御参加ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 施設担当  
TEL：026-224-5094(直通)

## 介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

### 令和元年 12 月 1 日付け指定分

#### □（介護予防）特定施設入居者生活介護

|           |                       |            |              |
|-----------|-----------------------|------------|--------------|
| 介護保険事業者番号 | 2070107319            |            |              |
| 事業所名称     | 介護付有料老人ホームぬくもりの里今井二号館 |            |              |
| 事業所所在地    | 長野市川中島町原 155 番地 1     |            |              |
| 事業所電話番号   | 026-213-6413          | 事業所 FAX 番号 | 026-293-3202 |
| 開設者の名称    | 社会福祉法人芹田福祉サービス        |            |              |
| 利用定員      | 17 人                  | 事業実施形態     | 有料老人ホーム      |

#### □定期巡回・随時対応型訪問介護看護

|           |                      |            |              |
|-----------|----------------------|------------|--------------|
| 介護保険事業者番号 | 2090101052           |            |              |
| 事業所名称     | ビーマイ定期巡回訪問介護看護       |            |              |
| 事業所所在地    | 長野市大字栗田字西番場 244 番地 2 |            |              |
| 事業所電話番号   | 026-217-1512         | 事業所 FAX 番号 | 026-217-1513 |
| 開設者の名称    | 社会福祉法人暖家             | 通常の事業実施地域  | 芹田地区（大字栗田）   |

#### □（介護予防）認知症対応型共同生活介護

|           |                    |            |              |
|-----------|--------------------|------------|--------------|
| 介護保険事業者番号 | 2090101045         |            |              |
| 事業所名称     | グループホームよしだ         |            |              |
| 事業所所在地    | 長野市吉田三丁目 26 番 14 号 |            |              |
| 事業所電話番号   | 026-262-1961       | 事業所 FAX 番号 | 026-262-1962 |
| 開設者の名称    | 社会福祉法人さかえ          | 利用定員       | 18 人         |

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 長野市高齢者虐待防止研修会のご案内

高齢者虐待の防止に関する啓発の一環として、専門職（介護支援専門員）向けの研修会を開催します。

高齢者虐待防止のためには、虐待に関する正しい知識と理解を持ち、早期に発見・相談することが重要です。高齢者の権利擁護について、日頃の業務の中で生かしていけるよう共に学びましょう。介護に関わる多くの皆様のご参加をお待ちしております。

▼と き／令和2年1月16日（木）13:30～16:00（開場 13:00）

▼ところ／長野県社会福祉総合センター（長野市若里 7-1-7）

※お車でお越しの方は、カネボウ跡地に駐車してください。

○長野市南部地域（篠ノ井、若穂、松代、川中島、更北、信更）の居宅介護支援事業所向けには、

・令和2年1月17日（金）13:30～16:00（開場 13:00）

・真島保健センター

において本研修と同様の内容で開催しますので、そちらへの申し込みをしてください。

詳細につきましては、【別紙1】をご覧ください。

※多くの方にご参加いただけますよう、周知にご協力をお願いします。（チラシ別添）

問い合わせ先：中部包括支援センター

TEL：026-224-7174（直通）



ながの縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電 話：026-224-7871（直通） / F A X：026-224-8694

Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)